**道路に面して設置する仮囲い・足場・保護棚に関する審査基準について以下のとおりとする。**

**尚、施工者は労働安全衛生規則及び建築基準法の他、尚、施工者は労働安全衛生規則及び建築基準法を遵守する他、建設工事公衆災害防止対策要綱建 築 工 事 編（平成５年１月１２日 建設省経建発第１号）を技術基準とすること。**

**(1)仮囲・足場の設置位置等**

**道路上に、足場を設置する場合は、仮囲が必要です。**

1.出幅は、道路境界から2メートル以内で、必要最小限とする。ただし、歩行者又は車両の通行のため、次の有効幅員を確保すること。

* 歩道に設置する場合1.5メートル以上(特段の事情によりやむを得ない場合は、0.75メートル以上【歩行者の少ない箇所等】)
* 車道に設置する場合は以下のとおり

施工者は、公衆の通行の用に供する部分の通行を制限する必要のある場合には、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じなければならない。

なお、関係機関から特に指示のない場合は、次の各号に掲げるところを標準とする。

一 制限した後の道路の車線が１車線となる場合にあっては、その車道幅員は３メ

ートル以上とし、２車線となる場合にあっては、その車道幅員は５．５メートル以上とすること。

二 制限した後の道路の車線が１車線となる場合で、それを往復の交互交通の用に供する場合においては、その制限区間をできるだけ短くし、その前後で交通が渋滞することのないように措置するとともに、必要に応じて交通誘導員等を配置すること。

2.仮囲い・出入口

施工者は、工事期間中、原則として工事現場の周辺にその地盤面からの高さが1.8 メートル（特に必要がある場合は3 メートル）以上の板べいその他これに類する仮囲いを次の各号に掲げるところに従い設け、適切に維持管理しなければならない。

一 強風等により倒壊することがないよう十分に安全な構造とすること。

二 工事期間に見合った耐久性のものであること。

三 仮囲などの支柱は、道路に埋め込まない。

四 吹上げ防止対策を行うこと。

五 前号の風荷重を考慮した壁繋ぎ計算を行わない場合、足場と一体としないこと。また、その場合支え部材は足場と重ならないよう設置することまたは、別途壁繋ぎ材を設置し支えを取ること。

２ 施工者は、仮囲いに出入り口を設けるに当たっては、次の各号に掲げるところに従い適切に設置し、維持管理しなければならない。

一 できる限り交通の支障が生じない箇所に設置すること。

二 開放した時は、工事に必要な車両が入退場できるだけの有効な高さと幅を有すること。

三 工事に必要がない限りこれを閉鎖しておくとともに、公衆の出入りを禁ずる旨の掲示を行うこと。

四 車両の出入りが頻繁で、出入口を開放しておく場合は、見張員を配置し、公衆の出入りを防止

するとともに、出入りする車両の誘導に当たらせること。

五 扉の構造は、引戸又は内開きとすること

**(２)外部足場**

施工者は、外部足場の倒壊及び崩壊を防止するため、外部足場の計画に当たっては、想定される荷重及び外力の状況、使用期間等を考慮して、種類及び構造を決定するとともに、良好な状態に維持管理しなければならない。

特に、外部足場と建築物の構造体との壁つなぎは、工事現場の状況に応じて水平方向及び垂直方向に必要な数を堅固に行うとともに、足場の脚部は、滑動防止の措置を講じなければならない。

２ 施工者は、外部足場の組立て及び解体に当たっては、事前に作業計画を立て、関係者に時期、範囲、順序等を周知させ、安全に作業を実施しなければならない。

３ 施工者は、外部足場から、ふ角75 度を超える範囲又は水平距離5メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合には、落下物による危害を防止するため、足場の必要な部分を鉄網若しくは帆布で覆い又はこれと同等以上の効力を有する防護措置を講じなければならない。この場合において、鉄網、帆布等は、足場骨組に緊結し、落下物による衝撃に十分耐えられる強度を有するもとし、鉄網、帆布等を支持する足場の骨組も、当該衝撃に対し、安全なものとしておかなければならない。

**(３)保護棚**

**工事を行う部分が道路面から10メートル以上の高さになる場合は、保護棚の設置が必要です。**

1. 出幅は、足場から2メートル以上とする。
2. 保護棚(1段目)を足場に取り付ける位置は、道路面から、歩道の場合は3メートル以上、車道の場合は5メートル以上とする。ただし、いずれの場合も道路面から10メートル以内とする。
3. 保護棚の設置段数は、工事を行う部分の高さが道路面から10メートル以上の場合は1段以上、20メートル以上の場合は2段以上とする。  
   ※足場が道路に出ず、工事敷地内に納まる場合であっても、その設置位置が道路境界から2メートル未満のときは、基準どおり保護棚を設置すること。  
   ※壁面の塗装などで、保護棚の設置段数は工事を行う部分の高さに関わらず1段以上とすることができる。ただし、足場組立て解体時

の落下物の危険は排除できないため、歩行者の作業範囲への立入り防止対策を提出すること。

なお、立入り防止対策が取れない理由がある場合は、基準どおり設置すること。

1. 足場の前面だけでなく、側面にも設置する。なお、足場の側面に保護棚を設置できない場合は、これに代わる落下物防止措置を行うこと。  
   ※保護棚が隣地前面の道路上空に及ぶ場合は、隣地所有者の承諾書の写しを提出すること。  
   ※足場の側面に保護棚を設置できない場合は、その理由を記載すること。

建築基準法施行令

**第一三六条の五**　建築工事等において工事現場の境界線からの水平距離が五メートル以内で、かつ、地盤面からの高さが三メートル以上の場所からくず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合においては、ダストシュートを用いる等当該くず、ごみ等が工事現場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じなければならない。

**２**　建築工事等を行なう場合において、建築のための工事をする部分が工事現場の境界線から水平距離が五メートル以内で、かつ、地盤面から高さが七メートル以上にあるとき、その他はつり、除却、外壁の修繕等に伴う落下物によつて工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、国土交通大臣の定める基準に従つて、工事現場の周囲その他危害防止上必要な部分を鉄網又は帆布でおおう等落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則

（物体の落下による危険の防止）

**第五百三十七条** 事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのある

ときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければなら

ない。